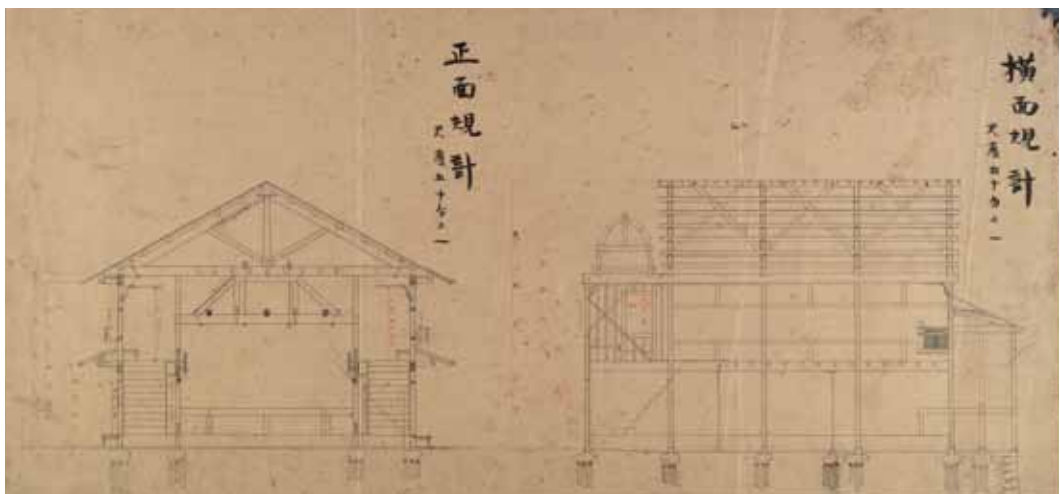


「中村儀右衛門資料」梅田歌舞伎座 横面建繪図、正面建繪図



「中村儀右衛門資料」梅田歌舞伎座 横面規計、正面規計

【論 考】

梅田の「大阪歌舞伎」 —明治31年に開場した新築劇場—

藤 岡 真 衣

はじめに

現在の大阪駅付近には、明治7年（1874）、大阪—神戸間に開通した官営鉄道の駅舎、梅田停車場が設置されていた。それ以来、交通の要所として発展し、今に至っている。しかし、その停車場の南側（現ヒルトン大阪付近）に、劇場があったことはあまり知られていない。実は、明治31年（1898）2月に、大阪演劇株式会社が経営する劇場「大阪歌舞伎」が開場していたのである。

この劇場は西洋風の建物で、柿落し公演には、東京からはじめて来阪した9代目市川團十郎や、大阪の役者である3代目片岡我當が出演したことで、大きな話題となった。『近代歌舞伎年表 大阪篇 第3巻』（国立劇場近代歌舞伎年表編纂室編、八木書店、1988年）によると、その後も、歌舞伎や新派劇などを上演していたことが、明らかにされている。しかし、劇場は、明治32年（1899）1月に火災で焼失したため、その実態については、不明な点が多い。

ところが、このたび関西大学大阪都市遺産研究センターが、大阪の劇場の設計・建設にたずさわった大工・中村儀右衛門に関する資料を購入した¹⁾。このなかには、梅田の劇場建設に関わるものが確認でき、研究史上、またとない資料である。

本稿では、この新資料をてがかりにして、劇場「大阪歌舞伎」を設計した人物と、その建設過程の様相を明らかにしたい。

1 大阪演劇株式会社の設立

最初に、『近代歌舞伎年表』をふまえながら、当時の新聞記事と文献をもとにして、大阪演劇株式会社の設立目的や劇場建設の構想をみてみたい。

大阪演劇株式会社は、福地源一郎・古屋宗作・吉村彦太郎・高橋藤右衛門が発起人となって立ち上げられたもので、発起願書が大阪府庁に提出されたのは、明治28年（1895）11月19日のことであった²⁾。そして、明治29年（1896）1月中旬に、発起認可が下った³⁾。

発起人の一人である福地源一郎（桜痴）（1841—1906）^{4）}は、新聞記者であり、明治19年（1886）に東京で発足した「演劇改良会」に参加し、のちに歌舞伎の脚本を執筆するなど、劇作家としても活動した。

演劇改良会は、政治家・文学者である末松謙澄（1855—1920）が中心となって創設した。当時の会員は、福地源一郎、外山正一、依田学海などの識者をはじめとし、政界や財界の名士が加わっていた。この会の趣意は、これまでの演劇の弊風を改めること、そして脚本家の地位を向上させること、さらには、さまざまな演劇や音楽会などに対応できる新劇場を建設することであった。これは、歌舞伎の高尚化を進めるとともに、西洋風の劇場を建設することなどを意図していた。

こうした状況のなかで、福地は自ら発起人となり、明治22年（1889）、演劇改良の拠点となる歌舞伎座を、東京の木挽町（現銀座）に創設した。その柿落し公演では、福地が改作した歌舞伎の演目に、9代目市川團十郎が出演した。市川團十郎は、演劇改良運動に賛同した役者の一人であった。

やがて明治28年（1895）11月、福地は発起人の一人となって、大阪演劇株式会社を立ち上げた。この会社については、これまでほとんど知られておらず、発起時の会社の構想を語る資料は、現時点で未確認である。しかし、福地が関わっていることから、大阪で演劇改良を進めるために、会社を設立したことが推測でき、今後の資料の発掘が待たれる。

その一方で、当時の新聞記事から、福地をはじめとする発起人たちが考えていた興行の計画を、断片的に確認することができる。

会社の発起認可が下ってまもない明治29年（1896）2月6日、梅田停車場付近に建設する劇場の組織に関する相談をするため、福地が大阪へ向かったことを『東京朝日新聞』（明治29年2月6日付）が報じている。それでは、具体的にどのような劇場を建設しようとしていたのだろうか。

そのてがかりとなるのが、福地の大阪行の翌日に発行された『東京朝日新聞』（明治29年2月7日付）の記事である。「大阪の演劇会社」と題して掲載された記事は、大阪演劇株式会社が建設する新劇場の構想を伝えている。その内容を、つぎに紹介したい。

昨日の新聞に記せし如く今度桜痴居士が其相談に与かる為め大阪行の必要を生じたる同地に新築の大劇場といふハ予て二三年前より其噂さありしものなるが此の劇場ハ株式組織にして社名を「大阪演劇株式会社」と号し既に此程創立認可を得たり今其の地位設計興行の目的等を聞くに敷地ハ西成郡曾根崎村二百九十三番屋敷にして梅田停車場と小桜橋との中間の大通り東側なり間口三十二間余奥行四十四間坪数一千三百三十余のうちへ四百八十七坪の劇場を建築し其の左右大道に臨みて二階若くハ三階建なる百坪内外の本家茶屋を設け此他に料理場、湯殿、土蔵、納屋、発電室を建築すれば建物総坪大凡八百四十坪となるべし剰る処の四五百坪を劇場の左右に取りて園囿となし看客運動の地となすべ

し、劇場の構造ハ木造西洋風の三階として前面に五層の高楼を築き地平線を抜くこと幾ど七十尺の高さに至らしめ屋上ハ石板若くハ銅板葺とし内部観■の構造ハ総て大阪府の劇場取締規則に拠るも後面の二階より五階に至る各階にハ運動場、休憩室、応接所、飲食室、遊覧場等を設置すべく劇場と茶屋との通路ハ下階と二階とに設けて在来の東京大阪の劇場の如く劇場と茶屋と懸隔して雨天の困難と退場の混雑とを避けしめ興行時間ハ場の四方を閉して全く暗黒となしこれに無数の電灯を点じて演劇する事となすべし、俳優は市川團十郎と特約して常に出演することなすも團十郎のみにて一年を打通す訳にハ行かざるより時に東京大阪の名優を合併せしめ興行度数ハ一箇年五回乃至七回とし特別演劇、大演劇、中演劇、小演劇の四級とす其の興行時間ハ午後一時開場遅くも十時三十分閉場として西京神戸よりの看客をして直ちに汽車に依り家に還るの便を得せしむるといふ発企人の考へにてハ工事の都合にて或ハ十一月開場に至るやも知れざれども多くハ八月中に開場式を挙げん見込みのよし

これによれば、劇場の建設地は、「西成郡曾根崎村二百九十三番屋敷」とし、梅田停車場から小桜橋に通じる大通りを少し南に下った東側の1330余坪の土地であった。小桜橋は、現在の桜橋付近のことであった。そこに487坪の劇場を建て、劇場の左右は2階または3階建の本家茶屋を設けることになっていた。この本家茶屋は、劇場に付属し、会社が直営する茶屋のことであったと考えられる。その他に、料理場・湯殿・土蔵・納屋・発電室を建て、劇場の外には、観客のために運動の場もつくる計画であった。

劇場は、木造西洋風の3階建とし、前面に5層の高楼を築き、屋上は石板または銅板葺にすることになっていた。一方、内部は、大阪府の劇場取締規則にしたがい、各階に運動場・休憩室・応接所・飲食室・遊覧場などをつくる予定であった。劇場内の運動場は、観客が休憩する場所のことであろう。なお、運動場は東京の歌舞伎座にもみられるものであった。さらに、劇場と茶屋との間に通路を設けて、雨天時や退場の際の混雑を避ける工夫も考えていたようである。

興行中は、四方の扉を閉ざして暗闇にし、無数の電灯を点けて上演する計画であった。また、興行方針の一つに、9代目市川團十郎と出演の特別契約を結ぶとしている。そして、観客については、大阪だけでなく、京都や神戸からの来場も想定していたことがうかがえる。

以上のことから、大阪演劇株式会社の主な目的は、劇場建設であったことが推測できる。

劇場建設の構想が報じられた後、大阪演劇株式会社は株式の募集を開始した。やがて資本金11万円が集まり、株主総会を経て役員が選出された。そして、会社設立が認可されたのは明治29年7月10日のことであった⁵⁾。『大阪毎日新聞』(明治29年7月26日・同28日付)には「大阪演劇株式会社第一回株金払込広告」および「役員上任広告」が掲載された。この記事によれば、大阪演劇株式会社は、「大阪北新地桜橋半丁北へ入ル」にあり、劇場建設予定地にあったと考えられる。会社役員として、常務取締役・古屋宗作、同・吉本五郎右衛門、取締役・高橋藤右

衛門、同・深澤五三九、同・榎原正治、監査役・大川敬則、同・岡本重威、同・北島熊三郎、顧問・福地源一郎の9名の名前も記載されている。

常務取締役の古屋宗作は、明治20年（1887）12月から同30年（1897）5月にかけて、大阪府会議員を務めた⁶⁾。このことから、彼は府会議員の任期中に、大阪演劇株式会社の発起人となり、のちに常務取締役となっていたことがうかがえる。一方、吉本五郎右衛門は、梅田界隈の戸長をつとめた人物で、地主でもあった。

このように、福地をはじめとして、府会議員や地元の有力者など、歌舞伎以外の人びとが、大阪演劇株式会社の経営に関わっていたことがわかる。

2 劇場の建設と開場

明治29年11月15日には、劇場建設地で地鎮祭が行なわれ、祭主を曾根崎村の露天神社の神官が務めた⁷⁾。これ以降、劇場建設が本格的に始まったと考えられる。その後、上棟式が明治30年（1897）7月4日に行なわれ、この際には、福地源一郎も、東京から駆け付けたようである⁸⁾。

その上棟式から4ヵ月後の同年11月、劇場の落成が間近であることを『時事新報』（明治30年11月6日付）が、つぎのように伝えている。

梅田停車場前に新築した大劇場は本年一月中旬より起工し来月中旬には全部落成し明年一月中旬には東京の名優を招きて初開場を為す由なるが同劇場は間口十六間、奥行二十三間、建坪四百八十坪の三階建本館と間口十間、奥行十四間の楽屋及び建坪三百余坪の附属館より成り総坪数は千六百坪に及ぶを以て両側には充分の空地を控へ庭園を設くるなど用意充分なり又芝居茶屋を設けず会社附属の事務所を置き観客は望みに依り附属館に於て会社仕出しに係る食事を為し得ること、し附属館は看客の休憩談話室に充つるなど在来の劇場とは余程趣向を異にするよし

この記事から、劇場は同年12月中旬に落成する予定であったことが確認できる。この完成予定の劇場は、3階建本館と楽屋、附属館で構成され、劇場の両側には空地を設けていた。とくに、3階建の劇場やその周囲に空地をつくった点などは、明治29年2月に公表した劇場建設の計画とほとんど変わっていなかったことがわかる。

さらに注目すべきは、大阪演劇株式会社の経営方法が、従来の劇場のものとは異なっていた点である。それは、芝居茶屋を設けず、会社附属の事務所を置き、観客の希望に応じて、附属館で同社の仕出しを提供するという新しい仕組みを導入したことである。こうした方法は、これまでの大阪の劇場では、ほとんどみられないものであったのだろう。

そして、明治31年（1898）2月11日、劇場の開場式が催された。この式には、来賓として、外国領事官、府県の高等官、貴族院議員、陸軍士官、各名誉職、弁護士、新聞記者、株主など3000人余りが招待されたことを、『大阪朝日新聞』（明治31年2月13日付）が報じた。



大阪歌舞伎（『郷土研究 上方 13号』〔創元社、1932年〕より転載）

この式の挨拶で、会社役員の古屋宗作と福地源一郎は、劇場建設の趣旨を伝えた。『東京朝日新聞』（明治31年2月14日付）によると、古屋は、「大阪市商工業日々繁盛に赴くに従ひ相当娯楽の場所なかるべからず従来劇場にてハ人智日進の折柄其用に適せざるを以て新に此劇場を設けたり」と話した。それに続いて、福地は「演劇ハ文学の花なり娯楽の随一なり而して大阪ハ其演劇の根元地なり」と説き、演劇改良について「我等ハ東京にても斯道の改良を試みしが遂に意の如くならざりし」と伝えた。また、『大阪朝日新聞』（明治31年2月13日付）は、福地が「新劇場が社会の快樂を高尚にせん為に設立せられたる所以」を述べたことを報じた。したがって、福地は、東京で思うように進展しなかった演劇改良運動を、大阪で進めようとしていた可能性が高い。

このように、梅田停車場付近が新劇場の建設地として選ばれた背景には、大阪演劇株式会社の役員たちが、商工業で発展を遂げつつある大阪にふさわしい劇場を新設し、演劇改良を進める新たな拠点をつくる必要があると考えていたからではないだろうか。

『大阪朝日新聞』（明治31年2月13日付）によると、開場した劇場は、「関西第一を以て称するに足るべし殊に茶屋よりの通路と待合室との都合など注意の行届きたるは東京にても尚見ざる所なり」と記されていることから、従来劇場にはみられない新しい構造であったことがうかがえる。

また、『大阪劇場新報』（第1号、大阪劇場新報社、1898年2月）⁹⁾によると、劇場の左右には、休憩と飲食ができる座敷があり、開演までの時間や、終演後の汽車の待合時間に利用すること

ができたという。

柿落し公演を知らせる新聞広告では¹⁰⁾、観劇の申込を、劇場の勘定場、または、会社宛の電信・電話・郵便などで受け付けることが伝えられている。つまり、こうした切符の販売や、前述したような食事の手配を、大阪演劇株式会社が行なっていたのである。

そして、2月15日から始まった柿落し公演の演目は、「武勇誉出世景清」「信州川中島」「戻り駕」「春興鏡獅子」「滑稽二人袴」「河内山宗俊」であった。

当時の上演の内容を詳細に記した『大阪毎日新聞』の「大阪歌舞伎劇評（一）」¹¹⁾によると、「関西劇壇の改良を期し北天の一方に旗幟を掲げたる大阪歌舞伎の舞台開」とあることから、新劇場が、大阪における演劇改良の場となることが期待されていたのだろう。

柿落し公演以降も、歌舞伎が上演されたほか、新派劇、曲芸、各遊廓芸妓競芸会、素人浄瑠璃会などが行なわれていた。しかし、明治32年(1899)1月12日に劇場3階西南隅から出火し、焼け残ったのは、本家・待合所・賄所と、楽屋裏の壁および正面中央の入口の一部であったという¹²⁾。

その後、明治33年(1900)に刊行された『大阪営業案内』¹³⁾には、「大阪歌舞伎座劇場建築所」と記されているが、劇場が再建されることはなかった。

このように、大阪演劇株式会社の設立と劇場開場の様子を述べてきた。ところが、この新劇場の設計と建設に関わった人物について、これまでの研究では明らかになっていなかった。

しかし、今回、大阪都市遺産研究センターが新しく所蔵した「大阪の劇場大工 中村儀右衛門資料」(455点)のなかに、梅田の劇場の建設にたずさわった中村儀右衛門という人物の履歴書および、その劇場に関する仕様書、明細書、図面が含まれていることがわかった。これらの資料は、「梅田歌舞伎座」と大きく墨書きされた箱(縦57.0センチメートル×横42.5センチメートル)におさめられていた。その仕様書・明細書・図面にも「梅田歌舞伎座」と記されているため、劇場の建設段階では「大阪歌舞伎」ではなく、「梅田歌舞伎座」と呼ばれていたことが考えられる。

つぎに、これらの資料の内容について紹介したい。

3 中村儀右衛門の履歴書

履歴書は5冊あり、いずれも中村儀右衛門のものである。

5冊のうち1冊は「履歴書」、2冊は「履曆書」、残り2冊には「明治四拾壹年九月改メ設計者履曆書」、「設計監督者履曆書」という表題が付けられている。本稿では、「履曆書」「履曆書」と記された3冊を「履曆書」【1】、「履歴書」【2】、「履曆書」【3】と区別して表記したい。

履歴書は、罫線入り用紙を袋綴じにした冊子で、縦書きで記されている。冒頭部分には、住所・職業・名前・生年月日が記され、その内容は5冊とも同じである。例えば「履曆書」【1】

の冒頭をみると、「大阪市南区九良右エ門町貳百五十一番屋敷 平民 大工業 中村儀右衛門 嘉永五年十二月八日生」と書かれている。このことから、中村儀右衛門が嘉永5年(1852)12月8日に生まれ、「九良右エ門町(九郎右衛門町)」すなわち現在の道頓堀界隈を拠点として大工業を営んでいたことがわかる。

履歴書の末尾には、賞状の写や願書などがみられる。賞状は中村儀右衛門に対して贈られたものであり、3種類確認できる。一つは、伊東祐亭から明治30年初夏に贈られた賞状で、地震に耐える建物を建設したことを称えたものである。もう一つは、八千代座の座主吉田卯之助から明治34年11月に贈られた賞状で、劇場の建設を称賛したものである。さらに、大阪演劇株式会社から明治30年12月28日に贈られた賞状があり、これについては、梅田の劇場建設に深く関わるものであることから、後に検討したい。

なお、5冊の履歴書の概要についてまとめたものが、表1である。つぎにそれらの内容をみていきたい。

表1 中村儀右衛門の履歴書の概要

資料名	寸法(cm)(縦×横)	本文の丁数	履歴の内容	履歴書を記載した年月日	履歴書の末尾にみられる賞状の写や願書
履歴書【1】	26.7×19.0	5丁	出生から明治29年11月までの経歴 (1丁表～4丁表)	明治35年6月(4丁裏)	・伊東祐亭から贈られた賞状 (明治30年初夏)(一部分)
履歴書【2】	24.6×17.0	8丁	出生から明治43年までの経歴 (1丁表～5丁裏) ※加筆修正があり、大正2年までの経歴がわかる	明治45年6月(6丁表)	・伊東祐亭から贈られた賞状 (明治30年初夏) ・大阪演劇株式会社から贈られた賞状 (明治30年12月28日) ・附帯願書
履歴書【3】	27.0×19.5	8丁	出生から明治43年までの経歴 (1丁表～4丁裏)	大正元年9月(5丁表)	・伊東祐亭から贈られた賞状 (明治30年初夏) ・大阪演劇株式会社から贈られた賞状 (明治30年12月28日)
明治四拾老年九月改メ設計者履歴書	23.5×16.5	14丁	出生から明治29年11月までの経歴 (1丁表～6丁表) ※明治30年以降の経歴 (11丁裏～12丁表)	明治33年11月(6丁裏) ※14丁裏には「明治四拾年式月吉日」と書かれている。	・伊東祐亭から贈られた賞状 (明治30年初夏) ・大阪演劇株式会社から贈られた賞状 (明治30年12月28日) ・八千代座の座主吉田卯之助から贈られた賞状 (明治34年11月)
設計監督者履歴書	28.0×20.2	5丁	出生から明治29年11月までの経歴 (1丁表～3丁裏)	年月日なし	・小劇場改造願(明治41年)

○「履歴書」【1】

表紙はなく、本文の丁数は5丁である。同書の1丁表から4丁表にかけて、中村儀右衛門の出生から明治29年11月までの経歴が記されている。経歴の末尾に「明治卅五年六月」(4丁裏)とあるため、明治35年(1902)6月に記載されたことがわかる。5丁表に、伊東祐亭が儀右衛門に贈った賞状の写の一部分を確認することができる。

○「履歴書」【2】

表紙に、「履歴書」と記されている。本文の丁数は、表紙を除いて8丁である。同書の1丁表から5丁裏にかけて、出生から明治43年(1910)までの経歴を確認することができる。経歴の末尾には、「明治四十五年六月」(6丁表)と記されており、明治45年(1912)6月に記載し

たものであることがわかる。6丁表から7丁裏にかけて、伊東祐亨や大阪演劇株式会社が儀右衛門に贈った賞状の写2点がみられる。また、8丁裏には、千日土地株式会社に提出した附帯願書の写が書かれている。

この履歴書は、本文中や欄外に加筆修正が加えられている。たとえば、6丁表の欄外には「大正式年参月ヨリ堀江遊廊演舞場新築ニ付設計及監督ス目下工事中」とあり、明治45年以降の経歴が確認できる。したがって「履歴書」【2】は、明治45年6月に記され、その後、大正2年(1913)3月以降に加筆修正したものであることが推測できる。

○「履歴書」【3】

表紙に「履歴書」と記され、本文の丁数は、表紙を除いて8丁である。同書の1丁表から4丁裏にかけて、出生から明治43年までの経歴をみることができ、その経歴の末尾には、「明治四拾五年六^(日)大正元年九月」（5丁表）と書かれている。その続きに、伊東祐亨や大阪演劇株式会社が贈った賞状の写2点が確認できる。同書の8丁表・同丁裏には、明治28年3月から明治29年11月にかけての経歴が記されているが、本文が途中から始まっていることから、後に「履歴書」【3】に綴じ込まれたものであることが考えられる。

○「明治四拾壹年九月改メ設計者履歴書」

表紙に赤い文字で「明治四拾壹年九月改メ」、墨書で「設計者履歴書」とあり、本文の丁数は、表紙を除いて、14丁である。同書の1丁表から6丁表にかけて、出生から明治29年11月までの経歴が記され、その末尾には「明治参拾参年十一月」（6丁裏）と記されている。それに続いて、伊東祐亨や大阪演劇株式会社から贈られた賞状の写が綴じられている。

11丁裏から12丁表にかけては、明治30年代以降の経歴が書かれている。その後、伊東祐亨の賞状と大阪演劇株式会社の賞状の写があり、それらに加えて、八千代座の座主である吉田卯之助が儀右衛門に宛てて明治34年（1901）11月に贈った賞状の写が確認できる。また、14丁裏には「明治四拾年式月吉日」と書かれている。

○「設計監督者履歴書」

表紙に「設計監督者履歴書」とあり、本文の丁数は、表紙を除いて、5丁である。同書の1丁表から3丁裏にかけて、出生から明治29年11月までの経歴を確認することができる。また、4丁表に、明治34年に松島八千代座の囑託を受けたことが加筆されている。さらに、5丁表には、設計者・監督者である中村儀右衛門が、大阪府知事の高崎親章に宛てて、明治41年に提出した「小劇場改造願」の写がみられる。

以上、5冊の履歴書は、明治期後半から大正期初頭にかけて記載された可能性が高い。これ

らの内容から、中村儀右衛門の明治期から大正2年にかけての足跡を辿ることができる。

中村儀右衛門は、嘉永5年(1852)12月8日に大坂の堀江に生まれ、幼名は奈良松といった。文久3年(1863)から父のもとで大工業の修行に入り、製図法を学んだ。明治5年(1872)に父が亡くなると、父の名前を継ぎ、儀右衛門と改名した。

その後も大工の修行を積みながら、明治5年から明治13年にかけて、京都・大阪・岡山・熊本・鹿児島で活躍し、小学校や病院などの公共の建物、個人の邸宅などを建設した。

また、明治18年から明治23年(1890)にかけては、東京を中心として活動し、皇居の造営・観象台・火薬庫から邸宅に至るまで、彼のてがけた建物は多岐にわたった。

そして、明治23年9月から同24年4月にかけて、儀右衛門は、東京の柳盛座の設計と建設を請け負った。これ以降、明治26年(1893)には千日前・横井座の新築、明治27年には道頓堀・弁天座の新築、明治28年には道頓堀・浪花座の修繕工事、明治29年には天満天神社裏門の天満座の新築などの工事をてがけるようになり、大阪の多くの劇場の建設に関わるようになっていった。

それでは、中村儀右衛門は、梅田の劇場建設にどのようにたずさわっていたのであろうか。その内容を「履曆書」【1】の本文からみてみたい。

廿九年十一月大阪演劇株式会社新劇場ヲ梅田停車場前ニ建設ニ付其設計ヲ託セラレ次テ楽家舞台及本家店(來客食堂炊事場ヲ除ク)此坪数四百七十余坪ノ建築工事ヲ請負ヒ竣工ス福地源一郎氏ヨリ賞状ニ「繩奇墨正」ノ四字ヲ贈ラレ会社主任ヨリ賞状及金五百円ヲ贈与セラル

これによれば、大阪演劇株式会社は、梅田停車場前に建設する劇場の設計を、明治29年(1896)11月に、儀右衛門へ依頼した。したがって、劇場建設の計画が新聞で報じられた同29年2月初旬から9ヵ月後に、儀右衛門が仕事を請け負っていたことがわかる。

注目すべき点は、劇場の竣工後に、会社の顧問である福地源一郎が儀右衛門に対して賞状を贈ったことである。前述したように、福地は、大阪に演劇改良の拠点となる劇場建設を構想していた。その劇場建設を担当するにふさわしい大工が、中村儀右衛門だったのだろう。

また、福地のほかに、会社主任からも賞状が贈られており、その写が、履曆書の末尾に綴じられている。「履曆書」【2】から、その賞状の本文を、つぎに紹介したい。

写

大阪歌舞伎ハ我大阪演劇株式会社カ新ニ建築スル所ヨリ我会社ハ貴下ノ熟練ト実直トヲ信シ貴下ニ任スルニ此建築ノ大匠長ヲ以テセリ貴下ハ此信任ニ体シ凡立礎ノ初ヨリ落成ノ全ニ至ル迄勉勵シテ工務ヲ担当シ今ヤ輪輿ノ美ヲ完備スルヲ得タリ我会社ハ貴下ノ巧勞ヲ嘉シ乃チ別紙目録ノ金円ヲ貴下ニ贈リ以テ満足ノ意ヲ表ス併テ貴下ノ工匠ノ名譽ハ大阪歌舞伎ノ劇場ト俱ニ不朽ナルヲ望ム

大阪演劇株式会社

取締役建築主任

榎原正治 印

明治三十年十二月廿八日 印

中村儀右エ門君

貴下

この賞状は、劇場の完成にともない、明治30年12月28日に、大阪演劇株式会社の取締役建築主任の榎原正治が儀右衛門に対し、その功労を称えるために贈ったものである。なお、この賞状から、劇場名が、建設中は「梅田歌舞伎座」などと呼ばれていたが、落成時には「大阪歌舞伎」と名付けられていたことがうかがえる。

また、賞状の本文には、「我公司ハ貴下ノ熟練ト実直トヲ信シ貴下ニ任スルニ此建築ノ大匠長ヲ以テセリ」と記されており、儀右衛門が新劇場を建設した背景には、それまでに数かずの劇場建設にたずさわった技量を買われていたからではないかと推測する。

そして、儀右衛門は、梅田の劇場建設の後も、明治31年の角座の修繕、明治34年の松島八千代座の新築、明治43年の浪花座の新築など、各地の劇場建設に関わっていったのである。

履歴書によると、儀右衛門が建設した大阪の他の劇場の坪数は、千日前の横井座が500余坪、道頓堀・浪花座が350余坪、角座が340余坪、弁天座が248坪、松島八千代座が300余坪、玉造座が195坪、天満座が170余坪であったことがわかる。梅田の劇場は470坪余りであることから、儀右衛門が請け負った仕事のなかでも、その規模が大きかったことがうかがえる。

以上、5冊の履歴書から、儀右衛門の経歴をみてきた。これらの履歴書は、その内容や、記載された年月日などから、梅田停車場前に劇場を建設した後に書かれたものであることが考えられる。そのため、「梅田歌舞伎座」と記した箱に保管されている資料ではあるものの、この劇場の建設以降の仕事で提出された履歴書であったことが推測できる。

4 劇場の仕様書・明細書・図面

つぎに、梅田の劇場建設に関わる仕様書・明細書・図面の概要をみてみたい。

まず、仕様書については「梅田歌舞伎座 劇場新築仕様書」「梅田歌舞伎座 劇場附属俳優部屋新築仕様書」「梅田歌舞伎座 劇場附属便所新築仕様書」「梅田歌舞伎座 劇場附属仕様書」の4冊、さらに、明細書は「梅田歌舞伎座 劇場新築明細書 大中村」「梅田歌舞伎座 劇場附属俳優部家明細書」の2冊、そして、図面18枚がある。

仕様書と明細書は、罫線入りの用紙を袋綴じにした冊子に、それぞれに表題が書かれている。各書の概要とその内容の項目のみを、表2にまとめた。それでは、仕様書・明細書の順に紹介していくことにする。

表2 劇場の仕様書・明細書の概要

資料名	寸法 (cm) (縦×横)	本文の丁数	本文の内容 (項目のみ)	記載された年月日
梅田歌舞伎座 劇場新築仕様書	23.0×16.2	50丁	「劇場新築仕様書」 「地形之部」 「石材及石工之部」 「木材及大工方ノ部」 「舞台之部」 「表小屋之部」 「平場小屋之部」 「舞台小家之部」 「空気抜之部」 「棧敷廊下小屋之部」 「家根方及鉄物方之部」 「左官方之部」 「建具方及付属品之部」 「畳及日除布之部」 「塗師之部」 「御願」	明治30年2月 (49丁裏)
梅田歌舞伎座 劇場附属俳優部屋新築仕様書	27.0×19.0	10丁	「劇場附属俳優部屋新築仕様書」 「地形ノ部」 「石方ノ部」 「木材及細工ノ部」 「屋根之部」 「壁之部」 「畳建具ノ部」 「下小屋并ニ足代損料」	記載なし
梅田歌舞伎座 劇場附属便所新築仕様書	27.3×19.5	5丁	「劇場附属便所新築仕様書」	記載なし
梅田歌舞伎座 劇場附属仕様書	23.5×16.2	6丁	「劇場左右空地表及周囲高塀非常口仕様書」 「劇場三方防火塀仕様書」	記載なし
梅田歌舞伎座 劇場新築明細書 大中村	22.6×16.0	59丁	「舞台柱之部」 「表棧敷及平場廊下柱ノ部」 「二階柱之部」 「三階柱之部」 「平場棧敷二階梁之部分」 「表二階梁之部」 「舞台二階梁之部」 「三階左右棧敷正面三階梁之部」 「舞台小家之部」 「空気抜小屋之部」 「舞台両脇トタン屋敷之部」 「平場左右棧敷小屋之部」 「左右棧敷尻運動場之屋根之部」 「表小屋之部」 「表塔屋小屋之部」 「本家表廻り軒先小壁之部」 「表軒蛇腹之部分」 「表大入口木■(榻カ)地之部」 「全間仕切窓枠之部」 「全間仕切窓枠縁之部」 「階上窓間ノ仕切之部」 「二階履スレ■之部」 「階下履スレ■之部」 「左右棧敷ヨリ廊下出口枠之部」 「表梯子之部」 「正面廊下左右梯子之部」 「正面廊下床カ平場取■之部」 「左右棧敷及廊下之部」 「階下平場左右棧敷之部分」 「平場床及花道場仕切之部」 「戸家口之部分」 「平場床之部分」 「全正面通り上天井之部」 「舞台床カ之部」 「土台之部」 「二階左右棧敷尻正面廊下部」 「舞台左右道具部屋部分」 「三階左右廊下ハンコ部」 「左右両便ノ部」 「左右渡り廊下ノ部」 「渡り廊下ヨリ両便所エ渡り廊下ノ部」 「三階ダンバシゴヨリ中二階マデ上リダンバシゴノ部」	明治30年1月吉日 (裏表紙)
梅田歌舞伎座 劇場附属俳優部家明細書	23.5×16.3	12丁	「俳優部屋材木見積り」 「二階ノ部分」 「小屋ノ部分」 「床ノ部分」 「階下内造作ノ部」 「階上内造作ノ部分」 「左右両便所フロ場ノ部」	記載なし

凡例

- ①明らかな誤字は訂正したが、そのまま表記した箇所もある。
②判読不明箇所については、■とし、推測できる場合には()を付して補訂した。

○「梅田歌舞伎座 劇場新築仕様書」

同書の本文の丁数は、表紙を除いて50丁である。本文は、朱書きでかなり加筆修正されている。同書の49丁裏に「明治卅年二月 大工中村」と記されていることから、明治30年（1897）2月に、中村儀右衛門が使用していた可能性が高い。本文の内容については、1丁表の冒頭部分に「劇場新築仕様書」とあり、7丁表まで、劇場の建坪数や構造の概要などを記している。とくに1丁表には「本館木製西洋造り塗り家壱棟」と書かれていることから、洋風の劇場を建設する計画が進められていたことがわかる。8丁裏以降には、劇場の工事を実施するにあたり、15の部門にわけて、必要な材料と工法などを詳述している。さらに、同書の50丁表・同丁裏に、大阪演劇株式会社取締役の榎原正治が、当時の大阪府知事である内海忠勝に宛てて、明治30年2月6日に提出した願書の写が綴じられている。その本文をつぎに翻刻する。

御願

(印) 一当会社劇場建築ニ付先キニ図面及仕様書奉呈致置候処別紙図面及仕様書之通り変更仕候間何卒特別之御詮議ヲ以テ御認可被成下度此段奉願上候也但シ図及仕様書之内洩レタル箇処ハ御指揮之通可仕候也

明治三十一年三月六日

(当会社印)

大坂演劇株式会社取締役

榎原正治（印）

大坂府知事内海忠勝殿

この本文から、梅田の劇場建設にあたり、最初に提出した図面と仕様書の変更許可を大阪府へ求めていたことが確認できる。

○「梅田歌舞伎座 劇場附属俳優部屋新築仕様書」

同書は、「大阪演劇株式会社用紙」と印字された罫線入り用紙を、袋綴じにした冊子である。本文の丁数は、表紙・裏表紙を除いて10丁である。表紙には「校合済」と朱書きされている。また、本文には、加筆修正が加えられている。

同書の1丁表の冒頭部分には「劇場附属俳優部屋新築仕様書」とあり、2丁裏にかけて建物の坪数や規模などが記されている。これによると、附属俳優部屋は「木製日本造二階建壱棟但シ全体ヲ四棟ニ別テ建築」することとしている。

同書の2丁裏から10丁表にかけては、地形や石方など7つの部門にわけて、工事に必要な材料と工法などを詳しく記している。

○「梅田歌舞伎座 劇場附属便所新築仕様書」

同書も「大阪演劇株式会社用紙」と印字された罫線入り用紙を、袋綴じにした冊子である。

本文の丁数は、表紙・裏表紙を除いて5丁である。

同書の1丁表の冒頭部分には「劇場附属便所新築仕様書」と記され、5丁表にかけて建物の坪数や規模、構造、工事に必要な材料や工法などが書かれている。なお、1丁表の本文から、「観客用便所木製日本造平家建 式棟」を建てる計画であったことがわかる。

○「梅田歌舞伎座 劇場附属仕様書」

同書の本文の丁数は、表紙・裏表紙を除いて6丁である。裏表紙には、「大工 中村」と書かれているため、中村儀右衛門が用いていた可能性があるが、いつごろ作成されたかは不明である。

「劇場左右空地表及周囲高塀非常口仕様書」が、同書の1丁表から4丁表にかけて記されている。1丁表の本文によれば、非常口は劇場の左右4ヶ所につくられることになっていた。

また、「劇場三方防火塀仕様書」が、同書の4丁裏から6丁裏にかけて書かれている。これによると、防火壁は南側・北側・東側と裏入口に設置する計画であったことがわかる。仕様書の内容はいずれも、工事を実施するにあたり、必要な材料や工法などを詳述しており、本文には朱書きで加筆修正されている箇所がある。

○「梅田歌舞伎座 劇場新築明細書 大中村」

表紙には「大 中村」とあり、裏表紙には「明治卅年一月吉日 大坂市南区九良右衛門町^{ママ} 中村儀右衛門」と記されている。このことから、同書は、中村儀右衛門が用いていたものであることが推測できる。本文の丁数は、表紙・裏表紙を除いて59丁である。本文は1丁表から59丁表にかけて、劇場の舞台や客席など各所を42の部門にわけて、建設に必要な柱・梁・桁などについて、その材質や長さ、数量を詳述している。本文は、朱書きで加筆修正されているため、劇場の構造や寸法が変更していたことがうかがえる。

劇場の構造を同書の項目にみると、「舞台小家」「空気抜小屋」「平場左右棧敷小屋」「表小屋」「表塔屋小屋」などの建物から成り立っていたことがわかる。また、見物席として平場や棧敷などをつくることや、運動場を設ける計画であったことが確認できる。

○「梅田歌舞伎座 劇場附属俳優部家明細書」

同書の本文の丁数は、表紙・裏表紙を除いて、12丁である。1丁表から12丁表にかけて、7つの部門にわけて、建設に必要な柱・梁・桁などの材質や長さ、数量を細かく記している。これによれば、附属俳優部屋には、便所と風呂場が設置される計画であったことがわかる。

以上、仕様書・明細書の概要をみてきた。これらの詳しい内容については、本文中の加筆修正を含めて、今後検討する必要がある。ただし、各書の表題や本文の項目を確認するだけでも、劇場および俳優部屋や便所などの建物の存在を知ることができる。

その一方で、劇場に関わる図面18枚については、その作成された時期が不明であり、劇場名が不明な図面が含まれている。そのため、図面は、これまでにみた仕様書や明細書などと今後照合して、それぞれの内容を確認しなければならないだろう。したがって、本稿では、「梅田歌舞伎」などと名称のある図面と、劇場名が不明な図面とにわけて、その概要を表3に示すにとどめたい。

表3 劇場の図面の概要

図面の種類	資料名	寸法(cm)(縦×横)	備考
「梅田歌舞伎」などの記載がある図面	大阪演劇株式会社経営大阪歌舞伎新築一件図面入揃有り	58.2×75.7	・裏面：図面があるが、梅田歌舞伎のものかは不明。
	二階伏之図 尺度百分一	59.5×57.2	・表面：劇場2階の柱の位置を示した平面図。「梅田カふき」と記載。 ・裏面：「梅田歌舞伎座」と記載。
	二階伏 尺度五十分一、小屋伏 尺度五十分一	38.9×67.4	・表面：劇場とその2階の平面図。 ・裏面：「梅田歌舞伎座」と記載。
	階下平面之図 尺度五十分一、階上平面之図 尺度五十分一	39.3×72.5	・表面： 「階下平面之図」 劇場1階の舞台と客席(平場・棧敷)・土蔵・部屋などを描いた平面図。 「階上平面之図」 上階の棧敷席、朱書きで天井を描いた平面図。 ・裏面：「梅田歌舞伎座」と記載。劇場の平面図がある。
	小屋伏之図	61.3×43.7	・表面：劇場の柱の位置を示した平面図。「梅田カふき」と記載。 ・裏面：「梅田歌舞伎座」と記載。図面がある。
	奈落石棧下地形伏図 尺度五拾分一	71.0×57.0	・表面：「此絵図 梅田カふき」と記載。 ・裏面：図面がある。
	地形伏之図 尺度百分一	61.7×53.0	・表面：「梅田カふき」とある。 ・裏面：ペン書で「梅田歌舞伎座」とある。建物の塔と思われる断面図が描かれている。
劇場名が不明の図面	[平面図]	24.0×56.2	部屋の間取りを示した平面図。
	横面規計 尺度五十分一、正面規計 尺度五十分一	36.2×74.8	劇場の横面・正面の断面を描いた図面。
	横面建絵図 尺度五十分一、正面建絵図 尺度五十分一	35.9×76.5	・表面：劇場の正面と横面の図面。 ・裏面：間取りを示した平面図。
	奈落石棧規計 尺度五拾分一	44.0×57.5	奈落、廻り舞台の柱を描いた図面。
	[廻り舞台平面図]	48.5×64.0	廻り舞台とセリの位置を示した図面。
	小屋伏、平面之図、横面之図、断面之図	47.8×64.0	・裏面：「明治参拾参年正月拾七日 設計人 中村宗三」とある。
	二階平面之図 尺度百分一	76.2×60.0	劇場2階の客席(平場・棧敷)・大部屋などを描いた平面図。
	階下平面之図 尺度百分一	85.5×57.2	・表面：劇場1階の廻り舞台・平場・棧敷・玄関・部屋などを描いた平面図。 ・裏面：「浪花座」と記載。図面がある。
	階上平面之図 尺度百分之壹 三階平面之図 尺度百分之壹	50.6×80.8	・表面： 「階上平面之図」 劇場2階の棧敷・上場・大道具部屋を描いた図面。 「三階平面之図」 3階の運動場・大部屋・床山の部屋などを描いた平面図。 ・裏面：劇場の断面図。
	廻り伏図 尺度四十分一	57.8×93.5	廻り舞台の平面図。
	三階平面之図 尺度百分一	77.0×57.2	・表面：劇場の屋根・俳優部屋・浴場・陸棚・三階割場・洋館・板間などを描いた平面図。 ・裏面：図面がある。

(2013年2月現在)

凡例

①資料名が不明なものについては、[]を付した。

②明らかな誤字は訂正しているが、そのまま表記した箇所もある。

これら図面18枚のうち、1枚については、墨書で「大阪演劇株式会社経営大阪歌舞伎新築一件図面入揃有り」と記されている。ほかの6枚の図面には「梅田歌舞伎座」または「梅田カふキ」と記され、残りの図面11枚は、劇場名のわからないものがほとんどである。

これまでみてきたように、仕様書は、建物の構造や坪数、建設に関わる材料や工法など詳細に記し、図面は劇場の間取りや構造を描いたものである。しかし、こうした書類は、建設のために作成されるにとどまらず、役所に提出する必要があることが推測できる。

大阪で、明治17年(1884)に4月に発布された「劇場取締規則」(明治15年布達の改定)によると、劇場の新設や改造、模様替えをする際には、図面などの書類と、願書に建築仕様書・敷地坪数・火災消防方法を記載し、管轄の警察署を經由して大阪府庁に出願し、その許可を受けることが義務づけられていた¹⁴⁾。このことから、梅田の劇場建設の際も法令に基づき、書類を作成し、提出した可能性が高い。また、前述した「梅田歌舞伎座 劇場新築仕様書」には、大阪演劇株式会社が、仕様書と図面の変更について大阪府知事に提出した願書の写がみられたことから、劇場建設の手続きに府の許可が必要であったことがうかがえる。

むすびにかえて

これまでみてきたように、大阪演劇株式会社の目的は、商工業で発展を遂げつつある大阪にふさわしい新劇場を設け、演劇改良を進める新たな拠点をつくることであったと考えられる。そして、劇場の構造をはじめとし、この会社が示した興行の経営方法は、従来のもとは大きく異なっていたのが、注目すべき点である。その一つが、自社で観劇の切符や食事の手配する方法を導入したことであった。

大阪の興行は、江戸時代以来、芝居主(芝居小屋の所有者)・座本(興行主)・名代(興行権の所有者)という形で行なわれていた。座本は、名代から興行権を得て、芝居を興行していた。そうした形態は、明治期に入ってから引き継がれていき、興行主(仕打とも呼ばれた)が、出資者から興行資金を募り、興行を行っていた。また、見物席の確保や食事の手配など、興行の経営と深く関わっていたのが、芝居茶屋であった。しかし、演劇の近代化や経営の合理化などを背景に、興行主を中心とする経営形態は、次第に会社経営へと変化していった。

その一例が、明治20年(1887)10月に、浪花座を開場した浪花演劇会社であった。これは、当時、東京で唱えられていた演劇改良の影響を受けてつくられた株式会社であった¹⁵⁾。このような流れのなかにあって設立されたのが、大阪演劇株式会社であったのだろう。

ここで、中村儀右衛門の履歴書や、劇場の仕様書・明細書を、建設過程のなかに位置づけながら、劇場の開場に至るまでの経過をまとめておきたい。

大阪演劇株式会社は、明治29年2月初旬に、梅田の劇場建設の計画を公表した。その後、同年11月に、劇場の設計・建設の仕事を請け負ったのが、大工の中村儀右衛門であった。同年11

月15日には、劇場建設地で地鎮祭が行なわれ、劇場の起工に着手したのは、明治30年（1897）1月中旬のことであった。この時、建設に際して用いていたのが、「明治卅年一月吉日」と記載のある「梅田歌舞伎座 劇場新築明細書 大中村」であったことが考えられる。

さらに、明治30年2月6日、大阪演劇株式会社取締役の榎原正治が、大阪府知事内海忠勝に宛てて、図面と仕様書の変更許可を求める願書を提出したことが、「梅田歌舞伎座 劇場新築仕様書」から確認できた。このことから、最初に作成した図面や仕様書の内容が変更していたことがうかがえる。また、「梅田歌舞伎座 劇場新築仕様書」には、「明治卅年二月 大工中村」と記載があることから、変更を願い出た際に提出された仕様書である可能性が高い。ただし、この仕様書にも、修正がかなり加えられていることから、2月に変更を届け出たのちも、建設中に建物の構造や寸法は、変更を重ねていたことが推測できる。

明治30年7月4日には、上棟式が行なわれ、劇場が完成したのは、同年12月のことであった。そして、明治31年（1898）2月11日、劇場「大阪歌舞伎」が開場したのである。

今回紹介した中村儀右衛門の資料は、劇場「大阪歌舞伎」の研究史上の不明な点を明らかにするとともに、近代大阪の劇場の建設過程を知る貴重な手がかりとなるものである。

〈参考文献〉

- 宇田川文海・長谷川金次郎編『大阪繁昌誌 上・下巻』（1898年。新和出版社、1975年復刊）
「大阪歌舞伎座と團十郎出演の番附」（『郷土研究 上方 上方歌舞伎号 13号』創元社、1932年）
伊原敏郎『明治演劇史』（早稲田大学出版部、1933年）
岡本綺堂『明治劇談 ランプの下にて』（岡倉書房、1935年。岩波書店、1993年復刊）
高谷伸『明治演劇史伝（上方篇）』（建設社、1944年）
堂本寒星『増補改訂 上方演劇史』（春陽堂、1944年）
大阪市北区役所編『北区誌』（大阪市北区役所、1955年）
宮本又次『キタ 一風土記大阪一』（ミネルヴァ書房、1964年）
山口廣一「明治以降の大阪劇壇」（『毎日放送文化双書11 大阪の芸能』、毎日放送、1973年）
『明治文学全集 79 明治芸術・文学論集』（筑摩書房、1975年）
三田純市『遙かなり道頓堀』（九芸出版、1978年）
小櫃万津男『日本新劇理念史 明治前期篇—明治の演劇改良運動とその理念—』（白水社、1988年）
新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史 第6巻』（大阪市、1994年）
渡辺保『明治演劇史』（講談社、2012年）

註

- 1) 中村儀右衛門資料については、藪田貫・藤岡真衣「大阪都市遺産と道頓堀—大阪の劇場大工 中村儀右衛門資料の紹介をかねて—」（『大阪都市遺産研究』第3号、2013年。本誌1p—20p）を参照。
- 2) 『大阪朝日新聞』（1895年11月20日付）。
- 3) 『大阪朝日新聞』（1896年1月19日付）。
- 4) 福地源一郎は、医師の福地荷庵の子として、長崎で生まれた。漢学・蘭学などを学んだ後、幕府の使節の一員として渡欧し、明治期以降も政府の使節団にもなって洋行した。1874年に『東京日日新聞』に入社し、

数多くの論説・記事を執筆した。

- 5) 『大阪毎日新聞』(1896年7月15日付)。
- 6) 『大阪府会史』(大阪府内務部、1900年。1933年再版)。
- 7) 『大阪朝日新聞』(1896年11月17日付)。
- 8) 『大阪朝日新聞』(1897年7月6日付)。
- 9) 『大阪劇場新報』は、劇場「大阪歌舞伎」の公演の筋書を掲載した冊子である。
- 10) 『大阪毎日新聞』(1898年2月13日付)。
- 11) 『大阪毎日新聞』(1898年2月18日付)。
- 12) 『大阪毎日新聞』(1899年1月14日付)。
- 13) 『復刻版 大阪営業案内』(新和出版社、1975年)。
- 14) 国立劇場近代歌舞伎年表編纂室編『近代歌舞伎年表 大阪篇 第1巻』(八木書店、1986年)。
- 15) 国立劇場近代歌舞伎年表編纂室編『近代歌舞伎年表 大阪篇 第2巻』(八木書店、1987年)。

(関西大学大学院文学研究科 博士課程後期課程)